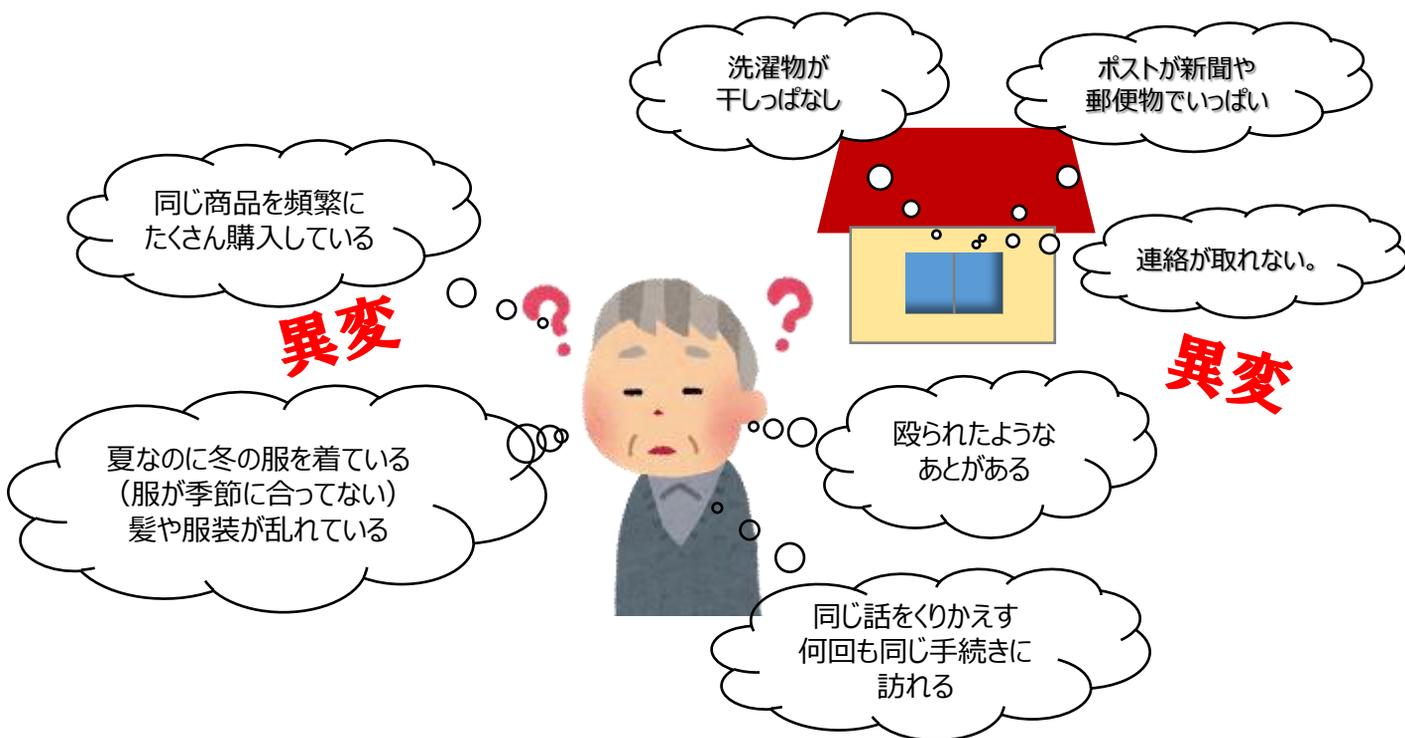


高齢者見守り協定 締結事業者募集中

区と高齢者見守り協定を締結し、安心・安全な地域づくりにご協力いただける事業者を募集しています。



- 店舗での接客時
 - 配達等での訪問時 など
- 日常の業務のなかで気づいた異変をお知らせください。

地域の高齢者の見守りにご協力をお願いします。

高齢者見守り協定の取り組み

- ① 日常業務の中で、高齢者の異変に気がついたときは、区にご連絡ください。
- ② 高齢者見守りの情報共有を目的とした連絡協議会（年1回程度）への出席をお願いします。
- ③ その他業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者の見守りにご協力ください。

ご相談・問合せ

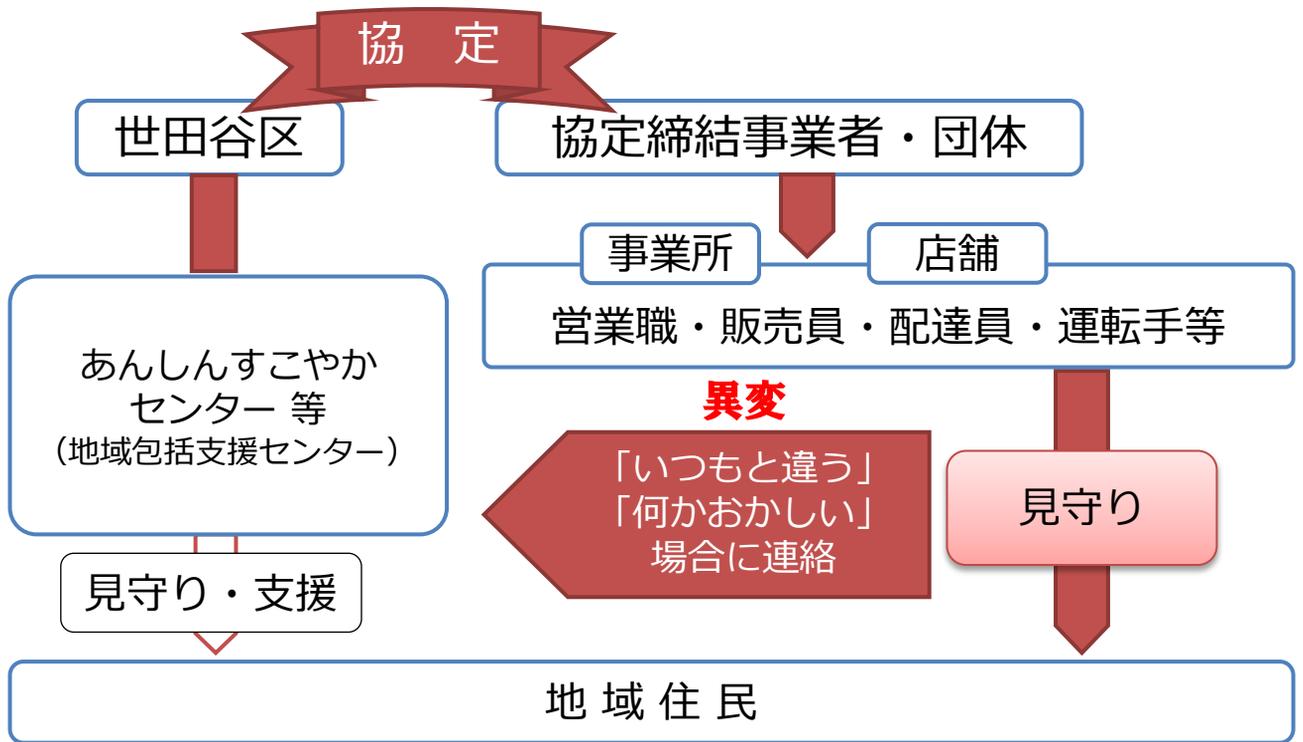
世田谷区 高齢福祉部 高齢福祉課 事業担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 TEL 03-5432-2407 FAX03-5432-3085

ご応募いただきたい事業者

- 世田谷区内で複数の店舗や事業所を有するなど、高齢者の日常生活圏域で事業活動を行っていること。
- 日常業務において高齢者と接する機会が多く、協定書に定める見守り活動の趣旨を理解し、円滑に実施できること。
ただし、高齢者の見守り及び介護サービスを主たる事業として営む事業者並びに医療機関は除く。
- 政治及び宗教活動を事業目的とする事業者・団体ではないこと。
- 法令及び公序良俗に反する行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。

取組のイメージ



○世田谷区との高齢者見守り協定締結をご検討いただける事業者の方は、「世田谷区高齢者見守り協定相談シート」をご記入の上、高齢福祉課事業担当あてに送付ください。